

令和4年度第1回環境保全審議会 議事録

日 時：令和4年5月26日（木）9：35～11：05

場 所：亀山市総合環境センター4階 研修室

出席者：〔亀山市環境保全審議会委員〕

加藤会長（対面）、宮岡委員（リモート）、金子委員（リモート）、野呂委員（対面）、
富田委員（リモート）、駒田委員（対面）、中浦委員（対面）

〔事業者〕

議事2 株式会社エンブルー伊勢 代表取締役 三浦洋之氏
株式会社オフィスYOU 代表取締役 逢澤裕二氏（届出書作成者）

議事3 吉田工業株式会社 技術部長 服部鹿義氏
有限会社山本測量設計事務所 代表取締役 山本正人氏（届出書作成者）

〔事務局（亀山市産業環境部環境課環境創造グループ）〕

富田部長、村田課長、安田 GL、岡田

傍聴者：なし

欠席者：朴副会長、北村委員、酒井アドバイザー

<事項書1. 挨拶>

加藤会長

<事項書2. 議事>

（加藤会長）

それでは早速、事項書2 議題「市環境保全条例に基づく開発行為届出書について」の審議に移らせていただきます。

お配りしてます資料2をご覧ください。

まず、事業計画者であります株式会社エンブルー伊勢様及びその関係者がお見えになっておりますので入室いただきます。

事業者・関係者入室

（加藤会長）

まず、事業者様から自己紹介をお願いします。

事業関係者自己紹介

（加藤会長）

次に、事務局より、本件に係る説明を願います。

(事務局安田)

本件は、株式会社エンブルー伊勢が、亀山市関町萩原地内において太陽光発電所設備建設及び敷地造成について計画しているものであります。

当該太陽光発電所設備予定地は、環境省レッドデータブックに登録された希少な動植物が生息している可能性が高く、亀山市の生態系に影響を及ぼす可能性があります。

このことから今回提出された開発行為届出書について、開発行為と環境の保全が調和されているかを、環境保全審議会にて、調査審議をいただく必要があると判断いたしました。

つきましては、環境保全審議会委員の皆さまに当該事業計画の内容についてのご審議を賜りたく、諮問させていただきました。

以上よろしく申し上げます。

(加藤会長)

ありがとうございます。

引き続きまして、事業者に本件についての説明を求めますのでよろしく申し上げます。

事業者説明（三浦氏）

(中浦委員)

資料2に記されている事業計画書はどこにありますか。

(事務局安田)

添付し忘れたことから、至急準備いたします。

(加藤会長)

今回の太陽光発電施設は、メガソーラーに該当しますか。

(三浦氏)

今回の案件は、2メガを超えておりますので、該当いたします。

(加藤会長)

該当することによって、補助金が優遇される等、何か特別なことはあるのですか。

(三浦氏)

何もございません。

(加藤会長)

後は、採算を取るかどうかFITの買取り値段だけで、時代の変化によって変化していくものと思いますが、事業者様としては、将来、採算の合う買取り価格が変化しないで続くものと考えているのですね。

(三浦氏)

仰られるとおり、来年の1月或いは今年の年末に発電を開始したとしますと、17年の固定価格での配電が国によって補償されております。その価格ですと、その期間に事業者にとっては、採算の確保を確実にすることができるのかなと思っています。一方でその期間のうちに廃棄分の積み立てを源泉徴収の形でされる制度が今年の4月より始まっております。この制度はこの制度は強制的に積み立てられることから、地域の皆さまの「放置されるのではないか」という心配もありません。

(加藤会長)

そのようなことを見越して、FIT の制度が終了しても20年間は自社で責任を持つとのことですね。

(三浦氏)

そうです。昨今、エネルギー価格の高騰で電気代も高くなってきております。20年後の電気代を今から予測することは難しいですが、現在、国は再生エネルギーの導入拡大に邁進^{まいしん}しておりますが、今回の物件をはじめ、沢山の案件がここ数年のうちにできていることが実感しております。しかし、期間満了で一斉に取り壊してしまったら、昔に逆戻りになってしまうので、そうならないように維持管理を行い、長く発電できるように計画しております。

(加藤会長)

了解しました。

(野呂委員)

廃棄費用の積み立てがなされているとのことですが、万一、発電を中止した場合、もう一度植林等を行い、当初の状態に戻すまでの費用を考えているのですか。

(三浦氏)

このことに関しては、国の規定で何キロワットでいくら積み立てて源泉徴収を行うと決まっております。本件も含めて、立地条件によって現状復帰するだけのコストが20年後の物価水準がわかりません。ある程度積み立てしないといけないという水準なので、20年後にどこまでできるかの予測は難しいです。

(野呂委員)

廃棄して更地に戻ってしまう等、事業者様もその先まで見越しているかは現時点において想定できないという感じでしょうか。

(三浦氏)

もっと長く行う事業と考えておりますので、実施期間終了時点で撤去して植林することは考えておりません。30年後かもしれません。責任ある形で廃棄物処理積立費用を使って適切な処理を行うという認識をいたしております。

(中浦委員)

廃棄費用は、国にプールされるのでしょうか。それとも、事業者様ですか。

(三浦氏)

事業者ではできない仕組みになっており、第三者的な公的機関が行います。源泉徴収されることから、我社には入りません。

(加藤会長)

その費用は、破棄費用でしか使えないのですね。

(三浦氏)

そうです。詳しくはWebにも出ております。

(加藤会長)

最近できた制度なのですか。

(三浦氏)

今年の4月からです。

(逢澤氏)

昔はシビアでなかったです。

(加藤会長)

何百枚というシリコンパネルを張りますね。その中で、製品的なミスがあった場合、ある確率で必ず故障が起こりますね。そのような場合の管理や補修は、どれくらいの頻度で行いますか。定期的な点検を行うのですか。或いは、万一故障が発生した場合に修理班等を派遣するのですか。

(三浦氏)

もっとも早く対応できる方法としては、インターネット経由で発電量を日々管理し、万一、異常が発生したときは、アラートが反応するようになっております。保守管理を委託している業者についても、アラートが反応します。それとは別に除草等物理的な管理が必要な場合は、3か月に一度の点検を行うようにいたします。万一、異常が発生した際は、パネルに関しては25年の製品保証がございまして、破損したことをメーカーに伝えれば新しいパネルが送られてきます。それとは別に製品の故障以外で、何かが飛んできてパネルが破損した場合は、メーカー保証とならないですが、損害保険に加入しますので、万一発生した場合は、保険対応となります。

(加藤会長)

メガソーラー完成後、寿命とFIT制度がありますが、それ以後何年間かは御社で管理されるのですね。

(三浦氏)

仰られるとおりです。数千枚のパネルを並べることにはなりますが、一度に6,000枚のパネルが割れることはないので、きちんと管理していきます。

(加藤会長)

廃棄におけるシステムが色々な所で問題視されておりますが、シリコンの回収について、末端まできちんと行うルートはありますか。

(三浦氏)

メーカーに引き取ってもらいます。技術革新が進んでいますが、90%以上ガラスで出来ていることから、ガラスをカッター等で剥離^{はくり}いたします。

(加藤会長)

大半は、単結晶シリコンですか。

(三浦氏)

そうです。キラキラがないものです。

(加藤会長)

許可を行うにあたり、行政から何か質問はありますか。

(事務局岡田)

特に施工しては駄目ということはございませんが、レッドデータブックに色々な動植物が掲載されており、もしかしたら、該当動植物がいるかもしれません。そうなれば、動植物の移設等をしていただく必要がございますので、その時はご連絡下さい。

(加藤会長)

委員様、他に意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、当該審議についてはこれで終了させていただきます。事業者様、ありがとうございました。

事業者退出

(中浦委員)

調整池の設置が適当かどうか、審議されてきたのですか。

(加藤会長)

審議しておりません。

(事務局村田)

亀山市の環境保全条例による開発行為において指導しております。また、森林の伐採面積が1ヘクタールを超えていることから、県へも手続きを行っており、林地開発にも該当しております。

(加藤会長)

亀山市においては、太陽光発電（パネル）の面積はどのくらいありますか。

(事務局村田)

50キロワット以上の施設については、5ヘクタールほどありますが、それ以下の施設の面積については、把握しておりません。

(加藤会長)

この面積において、市では多いと考えてみえますか、それとも少ないと考えてみえますか。亀山市において二酸化炭素削減の思想として。

(事務局富田)

市では設置規制を行っていませんが、景観には配慮していただくよう指導をいたしております。併せて、必須ではありませんが、極力地域の皆様に同意をいただくようにしております。設置面積が適正か否かの意識はございません。

(加藤会長)

シャープ株式会社が屋根を全てパネル張りにする計画があったとの新聞記事を見たことがありますが、そのような問題が解決できれば、エネルギーの自前消費が可能になりますね。そのようなことにおいて、市としては、どういう方向がいいかという理想的な方向は示しておりませんか。

(事務局富田)

二酸化炭素削減の観点から言えば、再生エネルギーを使っていく方針については、市としても勧めてゆきたいので、今回の株式会社エンブルー伊勢の山を切り開いて大きな太陽光施設を設置することは意義あることだと思います。会長が言われますように、企業が工場に上に太陽光発電施設を設置していくことは、今回のケースとは異なるので、自社が使用する電気について、再生エネルギーに使用していくことを今後進めていただきたいと思います。

(富田委員)

太陽光発電施設設置において、本来であれば、休耕地に設置するのであれば問題はないです

が、森林を切り開いて施工することには懸念を感じます。意見書に記させていただいたことを十分に配慮していただきたいです。本来であれば、ある程度の現状を把握し、下調べを行った上で、計画書を提出すべきであったでしょう。しかし、ここまで進んできているので、今となれば、出来る限り最小限の森林破壊で済ませよう、細心の注意を払って進めていただきたいです。

(加藤会長)

要するに、当該計画書を委員様に配布した後に、様々な意見を頂いた中に、このよう意見がありましたね。

(事務局岡田)

できる限り森林は残してほしいですし、レッドデータブックに該当する動植物がいる可能性もありますと伝えました。工事が始まれば、細心の注意を払って欲しい旨を伝えております。

(加藤会長)

当該答申(案)に各委員様の色々な意見が含まれていると考えてよろしいですか。答申案について、議論していただきたいです。

(事務局安田)

答申案朗読

- 1、万一の火災の可能性を考慮し、その防火対策について細心の配慮をなされたい。
- 2、豪雨災害防止策としての土地整備において、送電用設備である電柱以外の区域でも実施されたい。
- 3、開発予定地においては、多くの動植物が生息生育していることから、それらの生態系に影響を及ぼさないよう、万全な対策を講じていただきたい。
- 4、事業の実施に伴う排水について、降雨時の排水量の把握に努めるとともに、定期的にモニタリングを行いその状況の確認に努められたい。
- 5、関係法令の規定を遵守するとともに、亀山市その他関係機関と綿密な協議・調整を行うとともに、適切に諸手続きを行われたい。

(加藤会長)

当該答申案について、富田委員様のご意見は含まれていると見なしてもよろしいですか。加筆することがあれば、ご意見をお願いします。

(富田委員)

異存ありません。

(事務局安田)

通知の際、審議内容について意見があれば5月20日(金)までに連絡をお願いしたところ、富田委員様から答申(案)の表現について、「多くの動植物が生息して」について、植物も関係していることから、「多くの動植物が生息生育して」にした方が良いとの助言を頂いたことから、今回の審議会当日配布資料においては、修正した答申案を配布させていただきました。

(加藤会長)

当該答申案につきましては、加筆は必要ないという結論でよろしいですね。意見も出尽くしたようなので、以上で「市環境保全条例に基づく開発行為届出書について」の審議を終了いたします。なお、当該答申案につきましては、異議がございませぬので、そのまま提出して下

さい。

<事項書2. 議事>

(加藤会長)

引き続きまして、事項書3 議題「市環境保全条例に基づく開発行為届出書について」の審議に移らせていただきます。

お配りしてます資料3及び4をご覧ください。

まず、事業計画者であります吉田柄煥様及びその関係者がお見えになっておりますので入室いただきます。

事業者・関係者入室

(加藤会長)

まず、事業者様から自己紹介をお願いします。

事業関係者自己紹介

(加藤会長)

次に、事務局より、本件に係る説明を願います。

(事務局安田)

本件は、吉田柄煥が、亀山市江ヶ室一丁目地内において林地造成(残土処分)について計画しているものであります。

当該開発行為での盛土は最大およそ15mであり、椋川に隣接していることから近隣住民が当該河川への流入等を懸念しており、周辺的生活環境へ影響を及ぼす可能性があります。

このことから今回提出された開発行為届出書について、開発行為と環境の保全が調和されているかを、環境保全審議会にて、調査審議をいただく必要があると判断いたしました。

つきましては、環境保全審議会委員の皆さまに当該事業計画の内容についてのご審議を賜りたく、諮問させていただきました。

以上よろしく申し上げます。

(加藤会長)

ありがとうございます。

引き続きまして、事業者に本件についての説明を求めますのでよろしく申し上げます。

事業者説明(山本氏)

(加藤会長)

それでは先ほど説明いただいたことにつきましてご質問をお願いいたします。

まず私から質問させていただきますが、一番の皆さまの懸念は伊豆で発生しました残土災害

であると思います。法律で認められているから良いとのことではないです。残土の均質化及び流出防止について何かいい策はありませんか。

(山本氏)

ご指摘のとおり残土は工事現場から発生することから、均質化は無理であります。災害について、ご存じのように、熱海の件もあって神経質になられていると思いますが、今回につきまして、当初は、椋川沿いの一部に平場を設けて盛土を行う計画でありました。調整池及び沈砂池は設けなくてもいいのです。しかし、そのことを踏まえて、椋川へ残土が直接流れないように調整池及び沈砂池を設けさせていただくことを伝えるため、地元説明会を開きました。

(加藤会長)

埋め立てる残土の量について、「これ以上は駄目」という規定はございますか。

(山本氏)

量的なものにつきまして、図面で記さしている以上となる場合は、再度地元説明会が必要となります。その場合は、再度手続きを行います。

(加藤会長)

残土をどこから運ぶのはお客様の方ですから、わからないということですね。

(山本氏)

そうです。質の悪い土を入れることはできないので、土の取扱いには注意します。

(加藤会長)

多分、一番重要なものは含水量ですね。水分を沢山含む物質を入れると流動性が上がります。そのような理由で、地盤改良材を使用することはないですか。

(山本氏)

使用いたしません。

(中浦委員)

残土については、無料で預かるのですか。

(山本氏)

業者から、1 m³あたり2,500円を頂きます。そのため、事前に土砂の精査を行います。

残土は、家屋解体だけではございません。

(加藤会長)

完成した造成地については、将来どうお金に換えるのですか。

(山本氏)

植樹を考えております。さつき、つつじを植える予定であり、法面については中低木を植えます。

(加藤会長)

土がむき出し状態とならないよう、植林及び植樹を行うのですね。完成時は、里山のようなになるのですね。

(山本氏)

そうです。

(加藤会長)

委員の皆さま、他に何か意見はありますか。

(駒田委員)

植樹に関してですが、道路沿いにおいては、見通しがいいように小さな木にするようにと農業委員会での意見があったと思うのですが、杉とか檜を植えるのですか。

(山本氏)

指示通りにいたします。

(駒田委員)

斜面部分にはつつじを植え、通学路部分には低木を植えるとのことですか。

(加藤会長)

残土の体積からして、様々な車があるとしますが、10トントラックにおいて何杯くらいの交通量になりますか。

(山本氏)

1日に5台程度ですが、時期により差が生じることから、平均と解釈して下さい。

(加藤会長)

土木工事が始まれば、台数は多くなりますね。

(野呂委員)

写真管理と記されていますが、土を入れた後に撮影ですか。どのくらいの間隔で撮影されますか。

(服部氏)

きめ細かく撮影いたします。

(加藤会長)

工事の途中に記録を残しておく、判断し易いですね。

(中浦委員)

沈砂池は自然素掘りとのことですが、土砂で埋まってしまいませんか。

(山本氏)

当然、埋まってしまいますので、定期的に浚^{しゅんせつ}渫を行います。

(加藤会長)

地元との話し合いはまとまっていますか。

(山本氏)

1回目の説明の際、この規模であれば本来、調整池を設けなくてもよかったのですが、地元からの要望があったため、調整池を設けることにしました。2回目においては、万一において、補償内容を書面にしてほしいとの意見がありましたが、それについては、書面ですることはできませんが、万一事が起こった際に、話し合いで解決させてほしい旨を伝えましたが、住民に納得していただけていませんでしたので、3回目の説明会を行うか否かを自治会長と詰めているところです。

(中浦委員)

該当地区は、どちらですか。

(山本氏)

工事場所は、江ヶ室地内です。羽若町につきましては、説明会を行いました。東江ヶ室、西江ヶ室及び中屋敷につきましては、回覧による説明を行っております。

(宮岡委員)

法面の浸透水の処理について確認させてもらっていいですか。

(山本氏)

浸透水につきましては、地下埋設の送水管に繋いでおります。

(宮岡委員)

排水について、浸透するとの確認をいたしたいです。既存の盛土と新たに作る盛土それぞれでちゃんと排水処理を行わないと、それぞれの盛土の間に水が入ってしまい、土砂崩れが起こってしまう危険がありますので、十分に検討していただく必要があると思われま

(加藤会長)

他に何か意見はございませんか。

(加藤会長)

無いようでしたら、これで事業者様に対しての聴取は終了します。

事業者退出

(加藤会長)

それでは、資料3の答申案について、何か付け加えることはありますか。

(金子委員)

資料3の答申案に地下水排水対策が記されておりますが、厳しく対応したほうがよいと思います。

(事務局村田)

宮岡委員様からご指摘がありました地下水の対策について、答申案に入れさせていただき、委員様に再度確認をお願いさせていただきます。

(加藤会長)

了解しました。

(加藤会長)

それでは、意見も出尽くしたようなので、以上で「市環境保全条例に基づく開発行為届出書について」の審議を終了いたします。ありがとうございました。

(事務局村田)

答申案の標題であります、「吉田柄煥の開発行為についての審議について」を、「吉田柄煥の開発行為の審議について」に修正させていただきます。

(加藤会長)

答申案3と併せて、各委員様に電子メール等で確認を取って下さい。

それでは、本日の審議会を終了いたします。

議長を退席させていただき、議事を事務局へお渡しいたします。

(事務局村田)

加藤会長、ありがとうございました。また、各委員様におかれましては、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第1回亀山市環境保全審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。